

筑波大学大学院

《講座について》

本会では、東京税理士会、東京地方税理士会及び千葉県税理士会の関東 4 税理士会の共同で、大学院提携研修を毎年実施しております。

本講座は、納税者の権利を救済するため、税務訴訟において専門知識を駆使して税務に関する専門家の立場から弁護士の訴訟活動を補佐し、陳述活動のできる会員を育成することを目的としたものです。

会員各位におかれましては、本講座の趣旨を踏まえ、ぜひ受講いただきますよう、下記のとおりご案内いたします。また、本特設講座は本会の研修受講時間に含まれます。

《講座について》

1. 講座（科目）概要（予定）

（1）民事訴訟法（講師：大淵 真喜子 教授）

[春学期：土曜日・4～5 限 13：45～16：25]

民事訴訟法の基礎理論・手続内容について概説するとともに、基本的な重要問題についても解説する。

（2）租税争訟法（講師：大野 雅人 教授）

[春学期：土曜日・6 限 16：35～17：50]

租税不服申立て及び租税訴訟の重要論点（税理士補佐人制度、争点主義と総額主義、訴訟物、主張・立証責任、文書提出命令等）について講義するとともに、東京地裁での租税裁判の法廷傍聴及び最高裁の見学を実施する。また、後半に模擬裁判を実施する。

（3）租税手続法（講師：大野 雅人 教授）

[秋学期：土曜・6 限 16：35～17：50]

国税通則法の重要論点（納税義務の成立と税額の確定手続、重加算税の賦課要件、平成 23 年改正後の税務調査手続と更正の請求の期間延長、平成 25 年改正後の延滞税、平成 28 年改正後の加算税等）について、最近の裁判例等を素材として講義する。

※ 当講座は、科目等履修生として、一般院生と一緒に受講します。

※ 他の科目も出願可能です（有料）。

2. 履修期間

履修期間は、春学期（4 月～7 月）及び秋学期（10 月～1 月）とします。

3. 授業時間

週1回土曜日の午後に行うことを原則とします(春学期10回、秋学期10回を予定)。
ただし、大学院の都合で変更となることがあります。

4. 修了要件等

特設講座を修了するには、学期中に行われる試験、レポート等による試験等の結果及び出席日数(履修科目取得の最も重要な要件となります)を加味した総合評価により、合格とされます。なお、本人の申請に基づき大学院から「単位修得(成績)証明書」が発行されます。

《申込について》

1. 対象者

会員のうち、本会会長が推薦した者としします。推薦は本会の審査により決定します。
※既に筑波大学大学院で修了された会員は、再受講はできません。

2. 申込方法

受講希望者は、本会事務局にお電話ください(TEL048-643-1661 業務課・研修担当)。
申込書をお送りいたしますので、下記の書類に必要事項を記入し、本会にご郵送ください。
希望者多数の場合は抽選を行い、推薦候補者を決定いたします。

- ①「租税に関する訴訟の補佐人制度」大学院等特設講座受講申込書
- ②学歴・職歴に関する資料(学歴は、高等学校卒業から記載してください)
- ③小論文

本特設講座を受講することの(本人にとっての)意義・目的、並びに、法学専攻者向け大学院で勉強するに当たっての心構え(法学に関する知識の有無・程度を含む)について、A4判ワープロ横書きとし、1枚あたり1,400字(40字×35行)で2~3枚にまとめてください(1枚目に氏名を記載してください)。

※申込後の推薦辞退は原則として認められませんのでご了承の上、お申込みください。
なお、本会の審査に合格後、筑波大学に出願書類の提出が必要となりますので、ご承知おきください。

3. 提出期限 平成28年12月23日(金) 必着

4. 定員数 2名(関東信越税理士会からの推薦枠)

5. 通学地 筑波大学大学院 東京キャンパス文京校舎 東京都文京区大塚3-29-1(地下鉄 茗荷谷駅から徒歩3分)

6. 諸費用（平成 28 年度納付額）

筑波大学大学院（ビジネス科学研究科）【研修時間：60 時間】

（検定料） （入学料） （授業料）

9,800 円＋ 28,200 円＋ 14,800 円× 4 単位＝97,200 円

※金額に一部改定があった場合は、改定後の金額を納付願います。